

児童扶養手当

特別児童扶養手当の『現況届』

児童扶養手当は、父母の離婚などにより、父と生計を同じくしていない児童の健やかな成長を願い、児童が育成されている家庭の安定と自立の促進のために支給する手当です。特別児童扶養手当は、精神や身体に障害を有する（日常生活において、介護・支援を必要とする疾病・傷病をもつ）20歳未満の児童の父もしくは母、または父母に代わって児童を養育している方に支給される手当です。

児童扶養手当・特別児童扶養手当を受給している方が、8月以降も継続して受給するには、『現況届』の手続きが必要です。

現況届の提出日は、児童扶養手当は8月中旬を、特別児童扶養手当は8月下旬を予定しています。該当される方には郵送で通知します。手続きが遅れると次回の受給が遅れることがありますので、ご注意ください。

■問い合わせ

福祉健康課 社会福祉係

☎ 75-61118

参加者募集

親と子のふれあい

バス旅行

多久市母子連とライオンズクラブでは、親と子でゆつくりとしたふれあいの一日を過ごしてもらおうと、バス旅行を計画しています。楽しい思い出づくりに、参加してみませんか。

参加希望の方は、福祉健康課社会福祉係に必ず8月10日(金)までに申し込んでください。

■日時

8月25日(土)
多久市役所を8時に出発予定

■行き先

大分県玖珠郡九重町
九重夢大吊橋・九重やまなみ牧場を予定

■参加対象者

ひとり親家庭の子どもと、その保護者

■参加費

無料

■持ってくるもの

水筒、タオル、着替え(温泉がありますので入浴される方)など

■申し込み・問い合わせ

福祉健康課 社会福祉係

☎ 75-61118

ひとり親家庭等

医療費受給資格証

更新手続きのお知らせ

現在、お持ちの受給資格証の有効期限は平成19年8月31日(金)までとなっています。

平成20年4月から

75歳以上の方の医療制度が変わります

後期高齢者医療制度の仕組み

わが国の国民医療費は、国民所得を上回る伸びを示しています。特に老人医療費の伸びは著しい傾向にあります。そこで、「老人保健法」が「高齢者の医療の確保に関する法律」に改正され、後期高齢者医療という独立した医療制度に変わります。財源構成は、患者負担を除き、公費(約5割)、現役世代からの支援(約4割)のほか、高齢者から広く薄く保険料(1割)を徴収することになりました。

佐賀県内の対象者数

75歳以上の後期高齢者 約11万人
(うち障害認定者数 約5000人)

更新の手続きは、8月中旬を予定しています。該当される方には郵送にてお知らせしますので忘れずに手続きをお願いいたします。

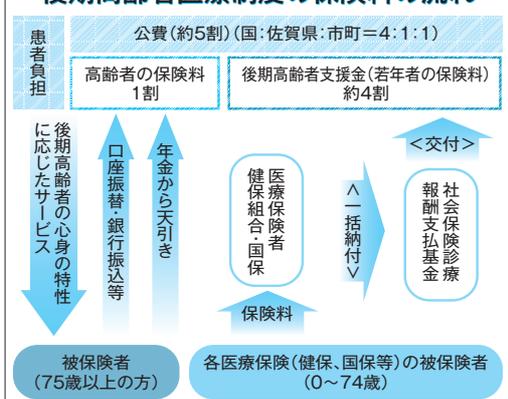


■問い合わせ

福祉健康課 社会福祉係

☎ 75-61118

後期高齢者医療制度の保険料の流れ



■問い合わせ

佐賀県 後期高齢者医療広域連合

市民生活課 国保年金係

☎ 75-61116

佐賀県後期高齢者医療広域連合のホームページが開設されました。アドレスは <http://www.saga-kouiki.jp> です。